

# 年金生活者支援給付金の申請はお済みですか



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

対象になる方には、日本年金機構から9月初旬以降、請求可能な旨のお知らせが送付されています（下の封筒）。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に名前と電話番号を記入し、切手を貼り、お早めにポストへ投函してください。（令和7年1月6日までに請求手続きが完了しないと、令和6年10月分から令和7年1月分の給付金を受け取ることができません。）



## 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を尋ねたり、手数料などの金銭を求めることはありません。年金生活者支援給付金の請求でお困りの際は、専用ダイヤルにお電話ください。

給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092  
(ナビダイヤル)



年金給付金

検索

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)

～みんなで考えよう～

# 空き家に関すること

## 空き家の管理義務について

所有する空き家が原因で他者に被害を与えた場合は、その所有者や管理者が責任を負うこととなります。何らかの問題が発生した場合には、当事者間での解決が基本となります。

人命に関わるようになっては取り返しがつきません。所有者は、隣の家屋や交通への支障がないように十分注意しましょう。



冬場の空き家管理について

空き家の雪下ろしがなされないために、落雪などによる通行人や車両・隣家に対する危険な箇所が毎年見受けられます。特に昨シーズンは暖冬であったことから、油断せずに適正な管理をお願いします。

### 自分で管理できないときは

他人に迷惑をかけないと思っていても、軒折れなどが原因で空き家は急速に老朽化が進みます。これにより屋根や壁面の飛散などを引き起こして、周囲の迷惑となります。

自分で管理ができない方は、雪下ろしや除雪について、親族や近所・関係業者などに前もって依頼しておく必要があります。また、後でトラブルが生じないようにお互いがこまめに連絡を取り合うことも大切です。

### 連絡先を伝えましょう

所有者が遠方に住んでいる場合は、積雪状況の把握が困難ですので、親族や近所の方々や町内会などに連絡先を伝えておき、雪下ろしの判断をしてもらうなどの備えも必要です。問題が生じた場合にすぐに対処できるよう準備しておきましょう。

問 環境共生課市民生活窓口班 (☎73-2115)